

## 公益社団法人生駒市シルバー人材センター安全就業規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人生駒市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の就業に伴う事故を未然に防止し、安全に就業ができるよう必要な事項を定めることを目的とする。

(会員の遵守義務)

第2条 会員は、就業しようとするときは、この規則を遵守し、あらゆる事故の発生防止に努めなければならない。

(安全心得)

第3条 会員は、就業にあたっては、次の安全心得を守り、作業に従事しなければならない。

- (1) 作業は、安全第一を心がけ、急いだりあわてたりしないこと。
- (2) 器具類は、使用する前に必ず点検すること。
- (3) 服装・履物は、規律と安全性を守り、作業効率にあったものにする。
- (4) 作業前には、軽い柔軟体操をして体をほぐすこと。
- (5) 加齢による諸機能の低下を十分に認識し、無理をしないこと。
- (6) 作業現場では、常に整理整頓を心がけること。
- (7) 共同作業では、合図、連絡を正確に行うこと。
- (8) 帰宅するまでは仕事のうち、交通事故に気をつけること。
- (9) 健康には、常に注意し、健康な状態で就業すること。仕事の前日は、十分睡眠をとるように心がけること。

(作業別安全就業基準)

第4条 会員は、植木剪定・除草等の作業に従事する場合は、別途定める作業別安全就業基準を守り、安全就業に努めなければならない。

(安全保護具)

第5条 会員は、高所作業に従事する場合は、必ず安全帽（ヘルメット）を着用するとともに必要に応じ命綱を使用すること。

2 会員は、前項のほか安全面で留意する必要がある作業に従事する際は、作業別安全就業基準等に定める安全保護具を着用し、当該作業に従事しなければならない。

(交通災害の防止)

第6条 会員は、仕事場との往復時は、交通ルールを守るとともに交通事故に注意しなければならない。特に、自転車やオートバイにあつては、十分注意し運転しなければならない。

2 会員は、路上での作業に際しては、交通ルールを守るとともに安全ベスト、ヘルメット等を着用するなど、交通事故に注意し、作業に従事しなければならない。

(事故・苦情の防止)

第7条 会員は、作業時に事故・苦情が発生しないよう万全の防止策を行わなければならない。

2 会員は、事故・苦情を惹起した場合は、直ちに班長又はリーダーに報告し、センターと連携

して解決策をとらなければならない。

- 3 会員は、前2項について「事故報告書」又は「苦情報告書」を直ちにセンターに提出しなければならない。

(作業環境の確認)

第8条 会員は、就業現場の環境が安全衛生面において、安全であるかどうかを確認してから、作業に着手しなければならない。

(標識の設置)

第9条 会員は、通行人等に対し危険と思われる作業を行うときは、作業中であることがわかる標識を設置し、事故の防止に努めなければならない。

(器具類の使用)

第10条 会員は、器具類を使用する場合は、正しい取扱方法により作業しなければならない。

- 2 会員は、器具類を使用する場合は、必ず作業前に点検し、安全を確認するとともに定期的に点検を実施しなければならない。

- 3 会員は、点検において、不良箇所を発見したときは、その器具は使用せず、直ちにセンターに報告しなければならない。

(健康管理)

第11条 会員は、常に健康の維持管理に努め、健康診断は進んで受けなければならない。

- 2 会員は、常に疲労が蓄積しないように、休養を十分とるよう心がけなければならない。

(報告義務)

第12条 会員は、仕事場との往復時や就業中にけがをしたとき又は体に異常を感じたときは、直ちに共同作業中の者又は本人がセンターに連絡し、応急の措置をとるようにしなければならない。

(その他)

第13条 会員は、この規則に定める以外に、センターより指示があった場合には、それに従い作業に従事しなければならない。

附 則

- 1 この規則は、平成10年7月1日から施行する。
- 2 この規則の改廃は、安全委員会で決定する。

附 則

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

# 作業別

## 安全就業基準

(令和3年7月26日改定)

- I. 植木剪定 : 43 ~ 45、48 頁
- II. 除草(手作業・機械刈り) : 46 ~ 47、49 頁

(公社)生駒市シルバー人材センター

作業別安全就業基準Ⅰ（作業名 植木剪定）

作業名	安全作業のポイント	安全保護具
作業一般	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 常に健康の維持管理に努めること。</li> <li>2. 安全第一に考え、安全就業に心掛けること。又リーダーの指示に従うこと。</li> <li>3. 服装・履物などは、作業準備時から規律と安全を守るものを着用すること。             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 服装は、襟付きの作業服で袖口にボタンがあるものを着用すること。</li> <li>(2) 履物は原則として地下足袋を着用すること。</li> </ol> </li> <li>4. ヘルメットは、必ず着用すること。</li> <li>5. 軽い柔軟体操をして、体をほぐしてから作業に従事すること。</li> <li>6. 作業現場に着いたら、周囲の状況を確認すること。</li> <li>7. 作業環境は、常に整理整頓に心掛けること。</li> <li>8. 蜂の巣や毒虫等に注意すること。</li> <li>9. 道路での作業は、コーンを設けること。</li> <li>10. 重量物の運搬は、慎重に行うこと。</li> <li>11. 道具類の使用は、事前に点検し正しい使用法によること。</li> <li>12. 共同作業では、合図・連絡を正確に行うこと。</li> <li>13. 作業は、複数人によることとする。</li> <li>14. 十分水分補給するなど、熱中症対策を行うこと。</li> <li>15. 仕事場への行き帰りは、交通事故に気をつけること。</li> <li>16. 「剪定班申し合わせ事項」、「剪定班運営委員会規約」に規定されている安全に関する項目を遵守すること。</li> </ol>	ヘルメット
脚立使用作業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 脚立は、使用前に十分点検し、特に脚立の腐蝕、固定状態、脚爪の摩耗、開き止めの装置等を点検すること。</li> <li>2. 脚立は、丈夫な構造のものを使用すること。</li> <li>3. 脚立は、開き止めがついていること。</li> <li>4. 脚立の設置は、脚立の脚と水平面の角度が75度以下になるように立てること。また、3本の脚が地面と接する点が、二等辺三角形になるように立てること。</li> <li>5. 脚立は、滑ったり傾いたりしないように据え付け、かつ開き止めを確実にかけ、たるみの無いこと。 地盤が不等沈下するような場所では、敷板を敷いて安全を確保すること。</li> <li>6. 脚立上での作業は、前記の二等辺三角形外に体の重心が出ない範囲で行うこととし、無理な姿勢で作業をしないこと。</li> <li>7. 脚立を昇降する際は、基本的に手に道具等は持たないこと。また、飛び降りないこと。</li> <li>8. 作業中の脚立周辺には、鋏、刃物類を放置しないこと。</li> <li>9. 樹枝の切り落としの際は、樹下の安全確認を行うこと。</li> <li>10. 剪定作業中は、樹下で作業をしないこと。</li> </ol>	ヘルメット

作業名	安全作業のポイント	安全保護具
梯子使用作業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 梯子は、幅 30cm 以上の丈夫なものを使用すること。</li> <li>2. 梯子は、滑り止めのあるものを使用すること。 滑り止めのない場合には、梯子の上方をしぼるか、他の作業者に脚部を押さえてもらうこと。</li> <li>3. 梯子は、地面との角度が 75 度になるようにかけることを原則とし、梯子の上部は 60cm ぐらい上方に出るようにすること。</li> <li>4. 梯子を昇降する際は、基本的に手に道具等を持たないこと。また、飛び降りないこと。</li> <li>5. 梯子では、無理な姿勢で作業をしないこと。</li> <li>6. 樹木に梯子を立てかける際は、樹木の腐朽・弱枝や地盤の沈下等を確認すること。</li> <li>7. 樹枝の切り落としの際は、樹下の安全確認を行うこと。</li> <li>8. 剪定作業中は、樹下で作業をしないこと。</li> </ol>	ヘルメット
足場使用の作業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 脚立を利用して足場板をかけわたすときは、脚立の設置間隔を 1.8m 以下とすること。また、足場板の設置高さは 2m 以下とすること。</li> <li>2. 足場板は、丈夫なものを使用し、たわみが大きくなるようにすること。</li> <li>3. 足場板は、ロープでしばり固定すること。</li> <li>4. 足場板は、作業床の幅が 40cm 以上になるように 2 枚以上かけわたすこと。</li> <li>5. 足場板上では、無理な姿勢で作業をしないこと。</li> <li>6. 足場として土塀の上、ブロック塀の上等、間に合わせの足場を使用せず、梯子、脚立、踏台等を用いること。</li> </ol>	
樹上での作業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地上より 2m 以上の樹上での作業をする場合は、安全ベルトを着用すること。</li> <li>2. 枝の折れやすい樹種、滑りやすい樹皮をもつ樹種での作業は、慎重に行うこと。</li> <li>3. 枝につかまったり体重を掛けたりする時は、安全を確認し、枯れ枝等に注意すること。</li> <li>4. 樹枝の切り落としの際は、樹下の安全確認を行うこと。剪定作業中は、樹下で作業をしないこと</li> <li>5. 直径 10 cm以上の枝を切る場合には、上部からロープを掛け下から上へ幹から 10 cm位の所を 3分の1程ノコギリでひき目を入れ、ひき目より先端に向かって 5 cmの所を切り落とす。その後、残部を平らに切り落とすこと。なお、この場合電線等に注意すること。</li> </ol>	安全ベルト ヘルメット

作業名	安全作業のポイント	安全保護具
刈り込み作業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 共同で、刈り込み作業を行う場合は、刃先に十分注意すること。また、互いに接近しないようにし、向かい合う位置で作業を行わないこと。</li> <li>2. 使用休止中の刈込み鋏は、立て掛けたり、刃先を上向にしないようにすること。邪魔にならない所がかつ目立つ所に刃を下向きにして置くこと。</li> </ol>	
消毒作業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 使用にあたっては、容器の表示事項に従って、安全かつ適正な使用をすること。</li> <li>2. 散布にあたっては、必ずゴム手袋、保護マスク、保護眼鏡を使用し、取り扱いには十分注意すること。また、作業途中での喫煙は絶対にしないこと。</li> <li>3. 散布にあたっては、風向きに十分注意すること。</li> <li>4. 散布にあたっては、作業現場に人が近づかないよう十分注意するとともに、周囲の住民、通行人、ペット等にも配慮すること。特に、住宅に隣接する場所での散布は、慎重に行うこと。</li> <li>5. 水道、水源、井戸、河川、湖沼等の周辺での使用に際しては、十分注意すること。</li> <li>6. 余った薬剤の処理には十分注意すること。</li> <li>7. 作業後は、全身を石鹸でよく洗い、作業期間中は、衣服を毎日取り替えること。</li> <li>8. めまいや頭痛がしたり、気分が悪くなったりしたら、すぐに医師の診察を受けること。</li> </ol>	<p>ゴム手袋 保護マスク 保護眼鏡</p>
運搬作業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 運搬は、正しい姿勢で行い、特に腰部を痛めないように慎重に行うこと。</li> <li>2. 運搬経路の障害物は、取り除き、足場の良否を確認すること。</li> <li>3. 剪定枝、刈り草等のトラックへの積み込みにあたっては、トラック荷台上で作業する者の指示で行うこと。荷台上での作業は原則2名で行うこと。荷台上での踏込み作業は、転落しないよう細心の注意を払い、荷台の淵などを掴んで作業すること。</li> </ol>	ヘルメット
伐採作業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 伐採作業は、「チェーンソー作業従事者特別教育修了証」を持っていること。</li> <li>2. 伐採作業は、危険性が高いチェーンソーを使用することから、必ずヘルメット、安全ベルト、チャップス（地上でのチェーンソー使用時）を着用すること。</li> </ol>	<p>安全ベルト ヘルメット チャップス</p>

伐採作業	3. 伐採作業は、伐採した樹木のバウンド等により、事故を起こす危険性が高いので、回避する対策を行うこと。	
刈払機作業	1. 刈払機作業担当者は、「刈払機作業の安全衛生教育修了証」を持っていること。 2. 使用前に必ず点検すること。 (1) ネジのゆるみはないか。 (2) 作業に合った刃がついているかどうか。 (3) 刃先にひび割れ、めくれ、まがり等の異常がないか点検し、異常がある場合は、使用しないこと。 3. 安全ガードは必ず取り付けること。 4. 保護眼鏡、ヘルメットを着用すること。 5. 作業前に周囲の障害物を周知・除去しておくこと。 特に小石に注意し、飛び石防止のための養生をすること。 6. 作業中は他の人を近づけないこと。 7. 雨天時の作業は、滑り易いので避けること。 8. ガソリンを使用するので、火気には十分注意すること。 9. 運搬および格納時には回転刃には保護カバーをつけること。 10. 刈払機は、運転を必ず止めてから、掃除、注油、修理、点検を行うこと。	保護眼鏡 ヘルメット

作業別安全就業基準Ⅱ（作業名 除草 <手作業・機械刈り>）

作業名	安全作業のポイント	安全保護具
作業一般	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 常に健康の維持管理に努めること。</li> <li>2. 安全第一に考え、安全就業に心掛けること。</li> <li>3. 服装・履物は、作業に合ったものを着用すること。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 作業服は、長袖、長ズボンを着用し、虫の入らぬよう袖口のしまったものを選ぶこと。</li> <li>(2) 作業靴は、底の厚いもので、滑りにくいものを使用すること。</li> <li>(3) ヘルメットは、必ず着用すること。</li> <li>(4) 手袋（軍手等）を必ず着用すること。</li> </ol> </li> <li>4. 軽い柔軟体操をして、体をほぐしてから作業に従事すること。</li> <li>5. 作業現場に着いたら、周囲の状況を確認すること。</li> <li>6. 作業環境は、常に整理整頓に心掛けること。</li> <li>7. 斜面での作業は、滑りやすいので、十分注意すること。</li> <li>8. 重量物の運搬は、慎重に行うこと。</li> <li>9. 道具類の使用は、正しい使用法によること。</li> <li>10. 共同作業では、合図・連絡を正確に行うこと。</li> <li>11. 長時間の作業は避けること。</li> <li>12. 雨天時の作業は避けること。</li> <li>13. 十分水分補給するなど、熱中症対策を行うこと。</li> <li>14. 仕事場への行き帰りは、交通事故に気をつけること。</li> </ol>	ヘルメット
手作業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 作業現場の状況確認を十分に行うこと。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) ガラスの破片、釘等に注意すること。</li> <li>(2) 蜂の巣や毒虫等に注意すること。</li> <li>(3) 作業場所によっては、保護眼鏡を着用すること。</li> </ol> </li> <li>2. 鎌を使っての作業等では、安全第一を心掛けること。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 腰を落とし、正しい姿勢で使用する。</li> <li>(2) 共同で作業をおこなう場合は、作業空間を十分にとり、刃先に注意すること。</li> <li>(3) 使用休止中の鎌は、立て掛けたり刃先を上向きにしたりしないようにすること。邪魔にならない所で、かつ目立つ所に刃を下向きにして置くこと。</li> <li>(4) 日よけ帽を必ず着用すること。</li> </ol> </li> </ol>	保護眼鏡

刈払機作業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 刈払機作業担当者は、「刈払機作業の安全衛生教育修了証」を持っていること。</li> <li>2. 使用前に必ず点検すること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) ネジのゆるみはないか。</li> <li>(2) 作業に合った刃がついているかどうか。</li> <li>(3) 刃先にひび割れ、めくれ、まがり等の異常がないか点検し、異常がある場合は、使用しないこと。</li> </ol> </li> <li>3. 安全ガードは必ず取り付けること。</li> <li>4. 保護眼鏡、ヘルメットを着用すること。</li> <li>5. 作業前に周囲の障害物を周知・除去しておくこと。 特に小石に注意し、飛び石防止のための養生シートを設置すること。</li> <li>6. 作業中は半径 10m 以内に他の人を近づけないこと。</li> <li>7. 雨天時の作業は、滑り易いので避けること。</li> <li>8. ガソリンを使用するので、火気には十分注意すること。</li> <li>9. 運搬および格納時には回転刃には保護カバーをつけること。</li> <li>10. 刈払機は、運転を必ず止めてから、掃除、注油、修理、点検を行うこと。</li> </ol>	保護眼鏡 ヘルメット
運搬作業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 運搬は、正しい、無理のない姿勢で行い、特に腰部を痛めないように慎重に行うこと。</li> <li>2. 運搬経路の障害物は、あらかじめ取り除き、足元の安全を確認すること。</li> <li>3. 剪定枝、刈り草等のトラックへの積み込みにあたっては、トラック荷台上で作業する者の指示で行うこと。荷台上での作業は原則 2名で行うこと。荷台上での踏込み作業は、転落しないよう細心の注意を払い、荷台の淵などを掴んで作業すること。</li> </ol>	ヘルメット

## 作業別安全就業チェックリスト (植木剪定作業) 報告書

(公社) 生駒市シルバー人材センター

就業場所		作業名	
		リーダー及び就業者数	( ) 名
点検者		点検年月日	令和 年 月 日

	項目	評価		指導事項
		良	否	
作業全般	いつもと体調に変化がないか			
	作業服は、襟付きで袖口にボタンのあるものを着用しているか			
	地下足袋を使用しているか			
	ヘルメットは着用しているか			
	軽体操をして身体をほぐしてから作業を始めているか			
	作業現場では、周辺の状況をよく確認しているか			
	重量物の運搬は、慎重に行っているか			
	道具類の使用は、正しい使用方法でやっているか			
	共同作業は、合図・連絡を行っているか			
	十分水分補給など、熱中症対策をしているか			
	火気に十分注意しているか			
	業務終了後、忘れ物がないか確認しているか			
	「剪定班申し合わせ事項」、「剪定班運営委員会規約」に規定されている安全に関する項目を遵守すること。			
脚立・梯子	脚立・梯子の点検は使用前にやっているか (腐食・開き止め)			
	地盤は不等沈下しないか、確認したか			
	開き止めを正しく使用しているか			
	設置状況が正しく (75度) セットされているか			
	無理な姿勢で作業をしていないか			
	梯子の周辺には、鋏・刃物類を放置していないか			
	昇降時の安全は確保しているか、また天端に登っていないか			
樹上	安全ベルト・ヘルメットを着用し、あご紐を結んでいるか			
	折れやすい、滑りやすい樹種での作業は慎重に行っているか			
	枝に身体を預けたりはしていないか			
	樹下では、作業をしていないか			
	直径10cm以上の枝を切る場合、ロープをかけているか			
刈込	共同での刈込み作業時は、刃先に注意しているか			
	向かい合う位置で作業をしていないか			
	使用していない刈込み鋏は、立てかけたり刃先を上にしていないか			
伐採	安全ベルト・ヘルメット・チャップスを着用しているか			
刈払機	作業前に機械の点検、安全ガードを付けているか			
	作業前に、周辺の障害物の点検、養生をしているか			
	作業中の人との間隔は十分か			
	保護眼鏡を着けているか			
足場	足場板は、固定しているか			
運搬	トラックへの積載は、荷崩れをしないように行っているか			

## 作業別安全就業チェックリスト (除草 手作業 機械刈り) 報告書

(公社) 生駒市シルバー人材センター

就業場所		作業名	
		リーダー及び就業者数	( ) 名
点検者		点検年月日	令和 年 月 日

項目	評価		指導事項
	良	否	
作業全般	いつもと体調に変化がないか		
	長袖、長ズボン、手袋を着用しているか		
	作業靴は、底の厚いもので滑りにくいものを使用しているか		
	保護眼鏡、ヘルメットは着用しているか		
	軽体操をして身体をほぐしてから作業を始めているか		
	作業場所での整理整頓は出来ているか		
	斜面での作業は、滑りやすいので配慮しているか		
	道具類の使用は、正しい使用法でやっているか		
	共同作業は、合図等声をかけているか		
	長時間の作業は避けているか		
	十分水分補給など、熱中症対策をしているか		
	業務終了後、忘れ物がないか確認しているか		
刈払機	使用前の点検は行ったか		
	安全ガードを着けていたか		
	作業前に、周囲の障害物を周知・除去をしているか		
	飛び石などに備え、養生シートの設置はされているか		
	機具の整理整頓は適切か		
	作業中の人との間隔は十分か		
	機具を止めてから給油・清掃・修理等を行っているか		
火気には十分注意をしているか (喫煙)			
手作業	作業現場の確認を十分に行っているか		
	蜂の巣や毒虫等に注意しているか		
	日よけ帽を着用しているか		
運搬	トラックへの積載は、荷崩れをしないように行っているか		

(別紙3)

## 作業別安全就業チェックリスト（その他一般作業）報告書

(公社) 生駒市シルバー人材センター

就業場所		作業名	
		リーダー及び就業者数	( ) 名
点検者		点検年月日	令和 年 月 日

項 目		評価		指導事項
		良	否	
作 業 全 般	いつもと体調に変化がないか			
	服装・靴等は作業に合った物になっているか			
	作業場所での整理整頓は出来ているか			
	道具類の使用は、正しい使用方法でやっているか			
	ヘルメット等必要なときは、着用しているか			
	共同作業は、合図等声をかけているか			
	作業周辺への配慮はされているか			
	火気には十分注意しているか（喫煙）			
	機具等の使用前点検は行っているか			
	無理な体制で作業を行っていないか			
	十分水分補給するなど、熱中症対策をしているか			
業務終了後、忘れ物がないか確認しているか				

# 熱中症対応マニュアル（平成 29 年 6 月策定）

公益社団法人生駒市シルバー人材センター

## 1. 「熱中症指数計」でWBGT値（暑さ指数）測定

数値は表示しないが、5段階レベルをイラストとブザー音で表示有り

5段階 「表示なし」「注意」「警戒」「嚴重警戒」「危険」

## 2. WBGT値（暑さ指数）による対策

### ①「熱中症指数計」が「警戒」の表示およびブザー音で喚起の場合 (対策)

- ・定期的に休息や水分補給を行い体調管理に努めること。
- ・体調が悪いなど感じたら即休息を行うこと。
- ・《高齢者の特徴》をふまえた予防対策を講じること。

### ②「熱中症指数計」が「嚴重警戒」または「危険」の表示及びブザー音で喚起の場合

(対策)

- ・作業者全員に強制的に、1時間毎に10分の日陰等での休息と水分補給を取らせること。
- ・作業を1人から2人体制など作業負荷の軽減対策を実施すること。
- ・1日の活動時間は、7時間の上限を厳守すること。
- ・体調が悪いなど感じたら即休息を行うこと。
- ・手足のしびれ、めまい、立ちくらみ、気分が悪い等感じた時、また、継続して作業をすることに不安を覚えた時は、事務所またはリーダーに連絡の上、直ちに帰宅すること。
- ・《高齢者の特徴》をふまえた予防対策を講じること。

#### 《高齢者の特徴》

##### ①体内の水分が不足しがちです

高齢者は若年者よりも体内の水分量が少ない上、体の老廃物を排出する際にたくさんの尿を必要とします。

##### ②暑さに対する感覚機能が低下します

加齢により、暑さやのどの渇きに対する感覚が鈍くなります。

##### ③暑さに対する体の調節機能が低下します

高齢者は体に熱がたまりやすく、暑い時には若年者よりも循環器系への負担が大きくなります。

#### 「職場における熱中症予防対策」

(厚生労働省労働基準局・都道府県労働局・労働基準監督署)より

## 自動車運転に関する注意事項

### ■ 注意事項 ■

- ①道路交通法を遵守すること。
- ②交差点の進入時の曲がる方の内側後方やスピードの出し過ぎには注意すること。
- ②運転中は、運転に集中すること。特に携帯電話の使用は控えること。
- ③歩行者や自転車、他の車両の動向にも注意を払うこと。
- ④自身の運転に過信せず、指差し確認を実施するなど、常に慎重を期すこと。
- ⑤公園内などは通行人や利用者にも注意し、適宜誘導などを行ってもらうこと。
- ⑤リレーセンター構内は比較的通路も狭く、ゴミ投棄するピット周辺も暗くなっていることから、周囲の安全確認をいつも以上に行うこととする。

### ■ リレーセンターでの手順 ■

1. 構内は最徐行とする。
2. ピットへバックで進入する前にハザードランプを点灯させ、一呼吸おく。
3. 目視、ルームミラー、サイドミラー、バックモニターで周囲の安全確認を行う。  
→見にくいなど、安全確認できない時や不安を感じたときは、必ず下車して目視で確認する。
4. バックで車をピットの少し前（約2 m程度）に止める。
5. エンジンを止め、下車してリアゲートを開ける。その際は必ず両側のゲートのフックを掛ける。
6. 再度バックでピットへ付けて、サイドブレーキを引き、ダンプを上げてゴミを落とす。
7. ゴミを落としたあと、ダンプを完全に下げる。
8. 少し前進（約2 m程度）させて停車させてサイドブレーキを引く。
9. エンジンを止め、下車してリアゲートを閉めロックを掛ける。ゲートフックは必ず元に戻す。
10. 目視、各ミラーで周囲の安全確認を行い、前進してピットを離れる。